

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標1 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
1	地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。	①地方公共団体における自転車活用推進計画の策定の更なる促進のため、先進事例等を踏まえて「 <u>地方版自転車活用推進計画策定の手引き</u> 」を改定して地方公共団体に周知するとともに、地方版自転車活用推進計画の策定状況をウェブサイトで公開する。	拡充	施策1-①:地方公共団体における自転車活用推進計画の策定の更なる促進のため、課題を抽出し、必要な支援策を講じる。
		②地方公共団体における自転車ネットワーク計画の策定の更なる促進のため、国と都道府県の連携体制を構築し、市区町村に対して計画策定の働きかけや技術支援を行い、施策の実施を協力して進める。	拡充	施策1-②:地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、地方公共団体への働きかけを行う。
2	歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。	①安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で整備計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する。	継続	施策2-①:安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する。
		②道路構造令に規定した「 <u>自転車通行帯</u> 」の設置について、地方公共団体の条例への位置付けを促進する。	継続	施策2-③:道路構造令に規定した「 <u>自転車通行帯</u> 」の設置について、地方公共団体の条例への位置付けを促進する。
		③自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。	継続	施策2-⑤:自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。
		④交差点における自転車が関係する事故を減らす観点から、 <u>分かりやすさに留意しながら、自転車が従うべき信号機の運用等について研究する。</u>	追加	(新規)
		⑤地域の交通状況等を踏まえ自転車道や自転車専用通行帯等の自転車専用の通行空間の整備を推進するため、既存の道路空間を再配分する手法の検討手順や求めるサービスレベルに応じた通行空間のあり方等を検討し、「 <u>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</u> 」を改定して地方公共団体等に周知する。	追加	(新規)
		⑥農道、臨港道路を含む道路、河川等の施設管理者や都道府県警察等による横断的協議機関の設置を促進し、各者の連携による安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。	継続	施策13-②:農道、臨港道路を含む道路、河川等の施設管理者や都道府県警察等による横断的協議機関の設置を促進し、各者の連携による安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標1 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現(第3次計画)					
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)	
3	自転車通行空間の確保を促進するため、路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締り等を推進する。	①自転車通行空間の整備と合わせて、貨物車の荷さばきスペースの確保に向け、路外共同荷さばき駐車場の整備等の取組を促進するほか、適切な官民の役割分担の下、物流事業者や地域の関係者間の連携によるソフト・ハード両面からの路上荷さばき対策を推進する。	継続	施策3-①: 自転車通行空間の整備と合わせて、貨物車の荷さばきスペースの確保に向け、路外共同荷さばき駐車場の整備等の取組を促進するほか、適切な官民の役割分担の下、物流事業者や地域の関係者間の連携によるソフト・ハード両面からの路上荷さばき対策を推進する。	
		②利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を推進する。	継続	施策3-③: 利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を推進する。	
		③自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施やゴム製ポール等の設置による停車抑制対策の実施を検討する。	拡充	施策3-④: 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。	
		④地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直し、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。	継続	施策3-⑤: 地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直し、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。	
		⑤駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進する。	継続	施策3-⑥: 駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進する。	
4	多様な自転車や地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。	①路外への駐輪場設置を推進する。	変更	施策5-①: 策3-①: 路外への駐輪場設置を推進するとともに、 <u>路上への駐輪場設置の促進を図るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の在り方について検討する。</u>	
		②放置自転車対策等の観点から、自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組についてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。	継続	施策5-②: 放置自転車対策等の観点から、自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組についてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。	
		③自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項に基づき、鉄道事業者が、鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力するよう鉄道事業者に求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。	継続	施策5-③: 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項に基づき、鉄道事業者が、鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力するよう鉄道事業者に求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。	
		④子乗せ自転車等の大きめの自転車や、カーゴバイク等の多様な自転車に係る広いスペースを有する駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知を図る。	拡充	施策5-④: 多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知を図る。	

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標1 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
5	地方公共団体における自転車活用推進計画、自転車ネットワーク計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。	①自転車の利用実態に即した自転車通行空間の計画的な整備等を推進するため、自転車プローブデータの活用による自転車活用推進計画策定等の取組に対する支援の在り方を検討する。	継続	施策6-①:自転車の利用実態に即した自転車通行空間の計画的な整備等を推進するため、自転車プローブデータの活用による自転車活用推進計画策定等の取組に対する支援の在り方を検討する。
		②地方公共団体において、自転車プローブデータ等のデータの活用により施策目的や対象を明確にした自転車ネットワーク計画の策定を促進するとともに、自転車通行空間の整備状況等の情報のオープンデータ化を促進する。	拡充	施策2-⑥:地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築を図る。
6	歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。	①地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークの取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。	継続	施策7-①:地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークの取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。
		②地域を豊かにする人中心の賑わいのある道路空間を構築する取組の一環として、歩行者利便増進道路(ほこみち)等において、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ、シェアサイクルのサイクルポートの設置を促進することにより、回遊性の確保等による歩行者等の利便性の向上を図るとともに、サイクルポートの設置と合わせた自転車通行空間の整備を促進する。	継続	施策7-②:地域を豊かにする人中心の賑わいのある道路空間を構築する取組の一環として、歩行者利便増進道路(ほこみち)等において、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ、シェアサイクルのサイクルポートの設置を促進することにより、回遊性の確保等による歩行者等の利便性の向上を図るとともに、サイクルポートの設置と合わせた自転車通行空間の整備を促進する。
		③自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備を行うとともに、 <u>区域内の速度や通過交通の抑制を図るため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンブや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30 プラス」の整備を実施する。</u>	継続	施策7-③: <u>道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施する。</u>
		④無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保が図られるよう、地方公共団体等に対し、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を働きかけ、必要な技術的支援を積極的に行う。	変更	施策7-④:無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保が図られるよう、地方公共団体等に対し、 <u>地域のニーズに応じた条例の制定や、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術的支援を積極的に行う。</u>

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
7	自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。	①地方公共団体や民間団体等とも連携し、自転車の購入時等の様々な機会を通じて、「自転車安全利用五則」や「自転車ルールブック」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。また、配達目的での自転車利用ニーズの高まりも踏まえ、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進する。	拡充	施策17-①:地方公共団体や民間団体等とも連携し、自転車の購入時等の様々な機会を通じて、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。また、配達目的での自転車利用ニーズの高まりも踏まえ、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進する。
		②自転車の安全利用について、「全国交通安全運動推進要綱」において運動重点に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。	継続	施策17-②:自転車の安全利用について、「全国交通安全運動推進要綱」において運動重点に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。
		③交通事故の被害を軽減するため、地方公共団体等の関係機関・団体と連携の上、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図る。	継続	施策17-③:交通事故の被害を軽減するため、地方公共団体等の関係機関・団体と連携の上、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図る。
		④交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果的と認められる交通ボランティア活動の各種取組等について関係機関・団体への周知を図る。	継続	施策17-⑤:交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果的と認められる交通ボランティア活動の各種取組等について関係機関・団体への周知を図る。
		⑤高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の高齢者対象の交通安全教室を実施する。	継続	施策17-⑥:高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の高齢者対象の交通安全教室を実施する。
		⑥自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。	継続	施策17-⑦:自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。
		⑦自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。	継続	施策17-⑧:自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。
		⑧自動車教習所において、道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行っていく。	継続	施策17-⑨:自動車教習所において、道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行っていく。
		⑨高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関する技術・製品開発等を支援する。	拡充	施策17-⑩:高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。(15-①の再掲)
		⑩自動車運転免許更新時講習において使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守、自転車通行空間等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の交通ルールや自転車の側方通過時の安全確保に関する教育を行っていく。	拡充	施策17-⑬:自動車運転免許更新時講習において使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行っていく。
		⑪高齢者講習において使用する教本の中で、自転車乗用中の死者・負傷者数のうち高齢者の占める割合が高くなっていることや「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図っていく。また、高齢者に対し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。	継続	施策17-⑭:高齢者講習において使用する教本の中で、自転車乗用中の死者・負傷者数のうち高齢者の占める割合が高くなっていることや「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図っていく。また、高齢者に対し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
7	自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。	⑫自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車の安全利用や交通ルール等について説明するよう、働きかけを行う。	追加	(新設)
		⑬在留外国人に対する、地域社会や関係事業者と連携した日本の交通ルールやマナーの理解・徹底を図る。	追加	(新設)
8	自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入を踏まえ、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心とした自転車利用者に対する指導・取締りの実施により、自転車利用の安全・安心な利用を促進する。	①関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。	変更(移動)	施策17-⑫:関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。
		②自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の要望等を踏まえ、自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、自転車利用者の交通指導取締りに当たっては、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導警告を原則とし、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。	拡充	施策17-⑪:自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。
		③一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。	変更(移動)	施策17-④:一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。
		④ペダル付き電動バイクについては、いわゆる電動アシスト自転車ではなく、原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートの取得、車体への表示が必要なほか、運転に当たっては免許及び乗車用ヘルメットが必要なこと等、遵守すべき交通ルールの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。	追加	(新設)
9	通学時の安全確保をはじめ、自転車の交通安全教育を推進する。	①都道府県に対し、交通安全教育の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。	継続	施策18-①:都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。
		②未就学児から高校生をはじめとする発達段階に応じたライフステージごとの、自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育について、関係機関・団体と連携して推進する。また、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。	拡充	施策18-②:未就学児及び児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育や、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。
		③中学生・高校生の自転車での通学中の交通事故を減らすため、交差道路等からの自動車等の接近をセンサーで感知し、自転車利用者等に注意喚起する看板の設置等、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等の連携の下、交通安全対策を面的に実施する。	拡充	施策18-③:教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。
		④交通安全活動推進センターや交通安全指導者養成講座等における、交通安全教育に係る指導者等の研修において、自転車の交通ルール等に関する内容の充実を図る。	追加	(新設)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
10	自転車の点検整備を促進する。	①一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士や公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。	継続	施策16-①:一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士や公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。
		②自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けた更なる改善等について検討するよう働きかける。	拡充	施策16-②:自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。
		③身体に合った自転車選びをアドバイスする人材(BAA(※1)アドバイザー、SBAA PLUS認定者(※2)等)を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入のアドバイスやサポートを行う。	変更	施策16-③:身体に合った自転車選びをアドバイスする人材(BAA(※1)アドバイザー、SBAA PLUS認定者(※2)等)を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入を支援する。
		④利用者が気軽に自転車の点検整備を受けられる環境を整備する観点から、自転車販売店を核とした日常の点検整備の推進について、モデルづくり、好事例等に関する広報啓発を行う。	追加	(新設)
11	公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進する。	①都市公園及び自然公園を活用した自転車利用の好事例を周知することにより、都市公園及び自然公園における安全に自転車に乗れる環境の醸成を図る。	追加	(新設)
12	情報通信技術等を活用し、自転車と自動車等の事故削減を推進する。	①ITS等を活用し自転車と自動車等の交通事故を削減するシステムについて、官民が連携して技術検証と社会実装を推進する。	追加	(新設)
		②自転車事故を削減するための技術開発を支援する。	追加	(新設)
13	地域社会の安全・安心の向上を図るため、災害時における自転車の活用を推進する。	①災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化するとともに、地方公共団体においても災害時の自転車の活用が促進されるよう働きかける。	継続	施策21-②:災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化するとともに、地方公共団体においても災害時の自転車の活用が促進されるよう働きかける。
		②災害時の避難手段、被災状況の確認手段、孤立集落への移動手段として、マウンテンバイクをはじめとする自転車が有効であることを踏まえ、災害時のマウンテンバイク等の自転車の活用を推進する観点から、地方公共団体と事業者の連携協定に基づく取組等の好事例の情報収集及び情報発信を進め、他地域への展開を図る。	追加	(新設)
		③地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。	継続	施策21-③:地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。(4-⑤の再掲)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
14	自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。	①都道府県等に対し、標準条例を活用する等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進する。	変更	施策22-①:都道府県等に対し、標準条例(平成31年2月22日自転車活用推進本部事務局長通知)を活用する等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進する。
		②自転車活用推進官民連携協議会等と連携し、ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、国民や企業に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。	変更	施策22-②:ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、国民に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。
		③自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行う。	継続	施策22-④:自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行う。

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標3 自転車交通の役割拡大による地域の良い移動環境の形成(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
15	自転車と地域の公共交通等との連携を促進する。	①「 <u>地域公共交通計画等の作成と運用の手引き</u> 」等において、シェアサイクル等の自転車の活用、地方版自転車活用推進計画との連携に係る記載を充実させるとともに、地方公共団体の好事例の情報収集及び情報発信を行い、他地域への展開を図る。	追加	(新設)
		② <u>通学や部活動、通院等の地域の移動について、地域の施設を拠点として活用しつつ、自転車が公共交通と連携して補完する取組について、事例づくり及び情報発信を行う。</u>	追加	(新設)
16	公共的な交通であるシェアサイクルの普及を促進する。	①面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、「 <u>シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン</u> 」(令和5年9月)の周知を図るとともに、地方版自転車活用推進計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。	変更	施策4-②:面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。
		②公共的な交通手段であるシェアサイクルの利用促進のため、鉄道駅やバス停等の周辺においてサイクルポートを含むモビリティハブの設置を推進するとともに、関係機関に対して各モビリティの連携に向けた情報提供を継続して行う。	拡充	施策4-③:公共的な交通であるシェアサイクルの利用促進のため、鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。
		③公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。	継続	施策4-④:公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。
		④ <u>サイクルポート設置の促進を図るため、附置義務駐輪場及び駐車場のポートへの転用について、事例の周知、モデル条例の提示等により支援する。</u>	追加	(新設)
		⑤ <u>利用状況等を踏まえ、公共駐輪場内におけるサイクルポートの設置を推進する等、公共駐輪場のモビリティハブとしての機能向上を図る。</u>	追加	(新設)
		⑥移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスのMaaSにおける活用について、事業実施への支援や好事例の横展開等を行う。	継続	施策6-④:移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスのMaaSにおける活用について、事業実施への支援や好事例の横展開等を行う。
		⑦ <u>シェアサイクル事業者間のシステム連携のためのAPIを標準化すること等を通じて、複数事業者のポートの共用化を促進する。</u>	拡充	施策6-⑤:シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスについて、他の交通手段との間でのデータの連携や利活用を促進するため、「 <u>MaaS関連データの連携に関するガイドライン</u> 」(国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門発出)の更なる周知や調査・検討を行う。
		⑧ <u>シェアサイクル等が、他の交通機関と同様に経路等のインターネット検索ができるよう、世界共通データ仕様であるGBFS(General Bikeshare Feed Specification)の国内標準化について検討を進める。</u>	追加	(新設)
		⑨地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。(2-13-③の再掲)	継続	施策4-⑤:地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標3 自転車交通の役割拡大による地域の良い移動環境の形成(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
17	公共交通機関への自転車の持ち込みを促進する。	①鉄道事業者やバス事業者、旅客船事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバス及びサイクルシップ(以下「サイクルトレイン等」という。)の取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、先進事例の共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン等の実施について検討を促す。	拡充	施策13-③:鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施について検討を促す。
		②サイクルトレイン等の認知度の向上、利用に係る利便性の向上等を図るため、経路検索サービスや自転車用ナビ等への表示、予約及び決済のワンストップ化に向けた検討を進める。	追加	(新設)
18	自転車の日常利用として、自転車通勤等を促進する。	①自転車活用推進官民連携協議会等を通じ、「自転車通勤導入に関する手引き」の企業・団体への周知を推進するほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車通勤や業務利用の拡大のための広報啓発を強化する。	変更	施策11-①:「自転車通勤導入に関する手引き」(令和元年5月自転車活用推進官民連携協議会作成)について、自転車通勤のニーズの高まり等の実態を踏まえて安全対策等の記載の充実を図るほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車活用推進官民連携協議会等を通じて、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大のための広報啓発を強化する。
		②企業等による自転車通勤制度の導入を促進するため、自転車で通勤しやすい環境の整備等の取組に対する支援策の具体化を図る。	継続	施策11-②:企業等による自転車通勤制度の導入を促進するため、自転車で通勤しやすい環境の整備等の取組に対する支援策の具体化を図る。
		③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。	継続	施策11-③:国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。
		④自宅から駅・バス停への移動だけでなく、目的地最寄りの駅・バス停から目的地までの移動と併せて両側で自転車利用を促すことで、通勤や通学における自転車利用の促進が期待できることから、海外等の先進事例の研究を行う。	追加	(新設)
19	高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。	①JIS規格とISOとの整合化作業を進めるとともに、JIS規格をベースとしたSG基準やBAA基準について、JIS規格の改正に応じて順次改正する等、整合性の維持を図る。あわせて、これらの規格等に関し、消費者が容易に理解できるような情報提供を行う。	変更	施策14-①:JIS規格とISOとの整合化作業を進めるとともに、JIS規格をベースとしたSG基準やBAA基準について、JIS規格の改正に応じて順次改正する等、整合性の維持を図る。あわせて、これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供を行う。
		②消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車に関する消費者事故等の情報を集約・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。	継続	施策14-②:消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車に関する消費者事故等の情報を集約・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。
		③自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。	継続	施策14-③:自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。
		④電動アシスト自転車の安全性と両立した更なる普及に向け、BAAマーク含めた安全性能に係る周知・啓発に取り組むとともに、販売事業者に対して、初期整備の実施の徹底や、点検整備の案内等安全に係る説明を行うよう促す。	追加	(新設)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標3 自転車交通の役割拡大による地域の良い移動環境の形成(第3次計画)				
施策番号	施策(第3次計画)	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
20	高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。	①高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関する技術・製品開発等を支援する。(2-7-⑨の再掲)	継続	施策15-①: 高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。
		②障害の有無にかかわらず、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、自転車の多様性も踏まえ、自転車通行空間のあり方等の検討を行う。	変更	施策15-②: 障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等の見直しを図る。
		③電動アシスト自転車について、高齢者や子育て世代向け、勾配の多い地域での移動手段等として有効であることを踏まえ、利便性・快適性・安全性を向上させる観点から、アシスト方法等について引き続き研究を進める。	追加	(新設)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現(第3次計画)				
施策番号	施策	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
21	国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりを推進する。	①地方自治体、企業、スポーツ団体等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進め、他地域への展開を図る。	拡充	施策10-②:地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開を図る。
		②健康増進に関する調査・研究の結果を基に、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車活用を含む健康づくりについて広報啓発を強化する。	拡充	施策10-③:自転車通勤をはじめとした自転車利活用による健康増進の効果に関する医学的知見を収集するなど必要な調査・研究を進めるとともに、当該調査・研究の結果を活用しながら、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を進める。
		③サイクルスポーツを通じた健康増進に係る取組への支援を通じ、自転車を活用した健康づくりを推進する。	追加	(新設)
22	サイクルスポーツ、自転車競技の普及・振興を推進する。	①国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援について周知する。	拡充	施策8-①:国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関する検討を行う。
		②サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。	変更 (移動)	施策9-①:サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。
23	自転車の利用促進により、環境負荷の軽減を推進する。	①短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及びCO ₂ の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行う。	変更 (移動)	施策2-⑦:短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及びCO ₂ の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行う。
		②デコ活を通じて、自転車での移動をより一層推進する。	追加	(新設)
		③道路に係る脱炭素化の推進等の観点から、自動車による輸送を代替できる部分については、自転車利用環境の改善により低炭素な移動手段である自転車への転換を促進するため、自転車通行空間の整備や道路を含む公共用地におけるシェアサイクルのポート設置を推進する。	追加	(新設)
24	自転車におけるサーキュラーエコノミーを推進する。	①リユース等の促進に関するロードマップに基づき、自転車を含む使用済製品のリユースを促進する。	追加	(新設)
		②ライフサイクルコストを意識した自転車や自転車部品の研究開発を支援する。	追加	(新設)
		③電動アシスト自転車のバッテリーが適切に廃棄・回収されるよう、引き続き、販売時における説明をはじめ、広報啓発を強化する。	追加	(新設)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現(第3次計画)				
施策番号	施策	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
25	公共的な交通であるシェアサイクルの普及を促進する。 (16の再掲)	①面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、「 <u>シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン</u> 」(令和5年9月)の周知を図るとともに、 <u>地方版自転車活用推進計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。</u> (3-16-①の再掲)	変更	施策4-②:面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、 <u>地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。</u>
		②公共的な交通手段であるシェアサイクルの利用促進のため、鉄道駅やバス停等の周辺においてサイクルポートを含むモビリティハブの設置を推進するとともに、関係機関に対して各モビリティの連携に向けた情報提供を継続して行う。(3-16-②の再掲)	拡充	施策4-③:公共的な交通であるシェアサイクルの利用促進のため、鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対して <u>サイクルポートの案内サイン設置を要請する。</u>
		③公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。(3-16-③の再掲)	継続	施策4-④:公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。
		④サイクルポート設置の促進を図るため、 <u>附置義務駐輪場及び駐車場のポートへの転用について、事例の周知、モデル条例の提示等により支援する。</u> (3-16-④の再掲)	追加	(新設)
		⑤利用状況等を踏まえ、 <u>公共駐輪場内におけるサイクルポートの設置を推進する等、公共駐輪場のモビリティハブとしての機能向上を図る。</u> (3-16-⑤の再掲)	追加	(新設)
		⑥移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスのMaaSにおける活用について、事業実施への支援や好事例の横展開等を行う。(3-16-⑥の再掲)	継続	施策6-④:移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスのMaaSにおける活用について、事業実施への支援や好事例の横展開等を行う。
		⑦シェアサイクル事業者間のシステム連携のためのAPIを標準化すること等を通じて、複数事業者のポートの共用化を促進する。(3-16-⑦の再掲)	拡充	施策6-⑤:シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスについて、 <u>他の交通手段との間でのデータの連携や利活用を促進するため、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」(国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門発出)の更なる周知や調査・検討を行う。</u>
		⑧シェアサイクル等が、他の交通機関と同様に経路等のインターネット検索ができるよう、 <u>世界共通データ仕様であるGBFS(General Bikeshare Feed Specification)の国内標準化について検討を進める。</u> (3-16-⑧の再掲)	追加	(新設)
		⑨地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。(2-13-③の再掲)	継続	施策4-⑤:地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現(第3次計画)				
施策番号	施策	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
26	自転車の日常利用として、自転車通勤等を促進する。 (18の再掲)	①自転車活用推進官民連携協議会等を通じ、「自転車通勤導入に関する手引き」の企業・団体への周知を推進するほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車通勤や業務利用の拡大のための広報啓発を強化する。(3-18-①の再掲)	変更	施策11-①:「自転車通勤導入に関する手引き」(令和元年5月自転車活用推進官民連携協議会作成)について、自転車通勤のニーズの高まり等の実態を踏まえて安全対策等の記載の充実を図るほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車活用推進官民連携協議会等を通じて、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大のための広報啓発を強化する。
		②企業等による自転車通勤制度の導入を促進するため、自転車で通勤しやすい環境の整備等の取組に対する支援策の具体化を図る。(3-18-②の再掲)	継続	施策11-②:企業等による自転車通勤制度の導入を促進するため、自転車で通勤しやすい環境の整備等の取組に対する支援策の具体化を図る。
		③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。(3-18-③の再掲)	継続	施策11-③:国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。
		④自宅から駅・バス停への移動だけでなく、目的地最寄りの駅・バス停から目的地までの移動と併せて両側で自転車利用を促すことで、通勤や通学における自転車利用の促進が期待できることから、海外等の先進事例の研究を行う。(3-18-④の再掲)	追加	(新設)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化(第3次計画)				
施策番号	施策	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
27	サイクルツーリズムの推進に向け、世界に誇るサイクリング環境を創出する。	①走行環境や受入環境の整備、地域の魅力づくり等を支援し、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇りうるサイクリングルートの整備を図るとともに、これらのサイクリングルートについて、自転車活用推進本部や日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリストの誘客を図る。また、ナショナルサイクルルートのこれまでの運用状況等を踏まえ、制度について検討を行う。	変更	施策13-①:誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備や自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり等を支援し、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇りうるサイクリングルートの整備を図る。また、これらのサイクリングルートについて、自転車活用推進本部や日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリストの誘客を図る。
		②道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅、空港、商業施設等におけるサイクリストの受入サービスの充実を図るため、地方公共団体や施設管理者等への働きかけを行う。	継続	施策13-④:道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅、空港、商業施設等におけるサイクリストの受入サービスの充実を図るため、地方公共団体や施設管理者等への働きかけを行う。
		③サイクルツーリズムについて、体験型・滞在型コンテンツの充実、シェアサイクルやレンタルサイクルの充実も含めた受入環境整備等、地域の関係者が広域的に連携して行う、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組に対し総合的な支援を行い、支援実績の横展開を行う。	拡充	施策13-⑤:サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実や受入環境整備等、地域の関係者が広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組に対し総合的な支援を行い、支援実績の横展開を行う。
		④森林内において、マウンテンバイクを活用した様々な取組を推進するとともに、各地域の先進的な事例の情報収集および発信を行うことにより他地域への展開を促進し、森林の付加価値の向上及び関係人口の拡大を図る。	拡充	施策13-⑥:マウンテンバイク愛好家らと森林を有する地域が連携・協働してコース整備や森林の保全管理等を行う取組事例の情報収集及び情報発信を進めるなど、これらの取組の他地域への横展開を図る。
		⑤鉄道事業者やバス事業者、旅客船事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバス及びサイクルシップ(以下「サイクルトレイン等」という。)の取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、先進事例の共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン等の実施について検討を促す。(3-17-①の再掲)	拡充	施策13-③:鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施について検討を促す。
28	自転車活用による観光地域づくりを推進する。	①観光客の回遊性の向上やオーバーツーリズム対策、地域の移動手段の確保等の観点から、地域が行う観光における自転車活用推進の取組を支援する。	追加	(新設)
		②訪日外国人の利用が見込まれるシェアサイクル等のサービス事業者と連携した、日本の交通ルールの周知徹底を図るための多言語化推進等の広報啓発を実施する。	追加	(新設)
29	障害者や幅広い年齢層におけるサイクルスポーツ、自転車競技、サイクルイベントの振興を通じた地域の活性化を推進する。	①スポーツツーリズムの推進、スポーツ振興の観点も含め、サイクルスポーツや自転車競技、サイクルイベントによる地域活性化の取組を推進する。	追加	(新設)
		②自転車活用による地域活性化に取り組む人材確保を推進する。	追加	(新設)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

目標5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化(第3次計画)				
施策番号	施策	講ずべき必要な措置(第3次計画)	←	講ずべき必要な措置(第2次計画)
30	自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。	①自転車活用推進本部のウェブサイトや日本政府観光局(JNTO)等を通じて、海外に向けた情報発信を行うとともに、地方公共団体等と連携し、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を進める。	拡充	施策12-①: 自転車活用推進本部のウェブサイトを活用し、海外に向けた情報発信を行うとともに、地方公共団体等と連携し、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を進める。
		②国際的なサイクリング大会等の開催を希望する又は開催する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。	拡充	施策12-②: 国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。
		③国際会議、国際的なサイクリング大会等の機会を通じて、日本の自転車に関する文化、技術、取組事例等を世界に発信する。	追加	(新設)

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

第3次計画で削除する措置

施策番号	措置	備考
1-③	地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。	他の措置へ主な内容を統合したもの。
2-②	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて見直しを図る。特に交差点などの特殊部にも着目して記載の充実を図る。	措置の内容について、対応が終了したもの。
3-②	中央帯・植樹帯等の活用等による弾力的な自転車通行空間の確保を図る。	他の措置へ主な内容を統合したもの。
6-③	AI等の情報通信技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置の最適化の在り方について、民間事業者と連携して検討を進める。	措置の内容について、対応が終了したもの。
4-①	シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や持続可能な事業運営の在り方、サイクルポート設置場所の確保、データの活用等による利便性向上等の観点から、制度運用の考え方や先進的な取組事例等を記載したガイドラインをとりまとめ、地方公共団体へ周知する。	他の措置へ主な内容を統合したもの。
9-③	タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、既に公道走行を解禁した事例の周知を行うことにより都道府県警察に働きかける。	措置の内容について、対応が終了したもの。

次期自転車活用推進計画 措置 新旧対照表

参考資料1-2

第3次計画で削除する措置

施策 番号	措置	備考
10-①	国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を強化する。	措置の内容について、対応が終了したもの。
21-①	「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」について、国土強靱化基本計画の内容等を踏まえて、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の観点から見直しを図る。	措置の内容について、対応が終了したもの。
22-③	企業の従業員等の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、経済団体等を通じた広報啓発等を行う。	他の措置へ主な内容を統合したもの。